

ごみ収集中に発生した事故の損害賠償について

👉 **ごみ収集中に発生した器物破損事故に係る損害賠償について報告する。**

内 容

ごみ収集中に発生した器物破損事故の「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」
(昭和37年3月14日議会議決)に基づく損害賠償額の決定の専決処分

1 事故の概要

令和7年5月5日(月・祝)午前9時頃に、中央区晴海五丁目3番4号晴海フラッグポートビレッジD棟敷地内で、ごみ収集作業中に、区職員の運搬するコンテナが建物内に設置されているE V充電器端末に接触し、E V充電器を破損させた。

2 事件名

国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項の規定に基づく損害賠償事件

3 決定年月日

令和7年12月23日

4 損害賠償額

69,300円

5 損害賠償の相手方(10社)

別紙のとおり。

6 被害の状況

E V充電器の破損

損害賠償の相手方(10社)

三井不動産レジデンシャル株式会社執行役員賃貸住宅事業部長

N T T都市開発株式会社常務取締役住宅事業本部長

日鉄興和不動産株式会社常務執行役員住宅事業本部長

住友商事株式会社住宅事業ユニット長

住友不動産株式会社住宅分譲事業本部事業計画部長

大和ハウス工業株式会社東京本店常務執行役員本店長

東急不動産株式会社住宅事業ユニット再開発事業本部上席執行役員本部長

東京建物株式会社執行役員賃貸住宅事業部長

野村不動産株式会社住宅事業本部賃貸・シニア事業部長

三菱地所レジデンス株式会社賃貸住宅開発部長